

道路交通法75条の8 停車及び駐車禁止

自動車（被けん引車を含む）は、高速自動車国道および自動車専用道路では、次の例外を除き、停車、駐車をしてはならない。

例外として停車・駐車できる場合

- ① 法令の規定や警察官の命令、危険防止のため一時停止をするとき。
- ② 駐車の用に供するため区画された場所（パーキングエリア等）に停・駐車するとき。
- ③ 故障その他やむを得ない理由で、停・駐車するため十分な幅員のある路肩や路側帯に停・駐車するとき。
- ④ 乗合自動車とその停留所で、乗客の乗降のため停車するとき、または運行時間を調整するため駐車するとき。
- ⑤ 料金支払いのため料金徴収所で停車するとき。

